

市木川水系河川整備基本方針

平成14年5月

宮 崎 県

目 次

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 -----	1
(1)流域及び河川の概要 -----	1
(2)河川整備の基本方針 -----	3
1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 -----	3
2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び 河川環境の整備と保全に関する事項 -----	3
3) 河川の維持管理に関する事項 -----	3
2 河川の整備の基本となるべき事項-----	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 ---	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 -----	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項 -----	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項 -----	5

(参考図)

市木川水系図

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

[流域の概要]

市木川は、その源を宮崎県串間市くしまと同県南那珂郡南郷町みなみなかくん なんごうちょうとの境、鹿鳴山かならせやま（標高362.4m）の南西に発し、山間を縫って南東に下り、市木地区の郡司部くじぶ・子持田等こもちだの集落を經由しながら海北川うなきた・右原川ひしはらの両支川を集め、やがて下流の平地部に至り日向灘に注ぐ、流域面積29.8km²、流路延長約11kmの二級河川です。

[流域の気候]

市木川流域が位置しています串間市の年平均気温は約18℃、年平均降水量は約2,400mmであり、近年では平成5年に年降水量3,600mmを越す雨を記録しています。

[流域の地形]

流域の約8割が山地からなります。上流域は主に400m以下の山地からなり、中流域には谷あいとなる沿川に狭小な平地部が形成され、下流域には扇状地が発達し、平地部が河口まで広がっています。

[河川景観]

上流域では河川の両側に樹林が迫り、視界が開けず山地河川特有の景観が連続し、中流域では、山すそにはりつく集落、そこから河川につらなる水田、水田を蛇行して流れる市木川の風景が見られ、下流域では開放的な田園景観が形成されています。

[自然環境]

上流域の植生は、主にスギ・ヒノキ植林からなり、部分的にミミズバイ、スダジイ群落の自然植生がみられ、中流域の植生は、上流域と同様にスギ・ヒノキ・サワラ植林が多く存在しています。下流域の植生は、国指定天然記念物（植物）「石波の海岸樹林」いしなみ かいがんじゅりんが海岸汀線沿いに分布し、同樹林内には環境省により絶滅危惧類に指定されているタチバナを含め、ハカマカズラ等250余種の亜熱帯性植物群がみられます。

流域の動物は、ノウサギ、タヌキ、イタチ、イノシシ、トノサマガエル、ニホンアカガエル、ツチガエル等の動物が確認されており、河川ではオイカワ、ヨシノボリ類等の魚類の個体数が多く確認されています。中流域の魚類ではオイカワ、ヨシノボリ類とともにボウズハゼが多く確認され、また、昆虫類では、絶滅危惧類に指定されているイカリモンハンミョウの生息が確認されています。

[流域の歴史・文化]

上中流域に形成されている流域内最大の郡司部集落から、西に外れた沿川の岩壁には、1,500年代に彫刻されたとされる「石造阿弥陀如来坐像」(市指定文化財)が現存しています。中下流域に位置する中福良および古都地区では、古墳時代の円墳が発掘されており、県指定史跡(古墳)として文化財の指定を受けています。

また中世以降においては、奈良時代に市木神社が建立され、室町時代には現在の市木中学校付近が勘合貿易の碇泊地として機能し、当地で学僧が輩出され、朱子学を通じて高度な大陸文化が導入されました。

[利水の状況]

市木川の利水については、沿川に分布する水田等の灌漑用水として利用されています。

[水質]

水質については、下流の市木橋において近年10ヶ年(平成3年～平成12年)BOD(75%値)の平均値で1.4mg/lとなっており、当該河川においては環境基準値の類型指定はなされていないものの、A類型に相当し、良好な状態であるといえます。

[近年の被災状況と治水事業の沿革]

市木川流域は、これまで頻繁に浸水被害を受けてきましたが、近年では、昭和58年9月27日の台風10号に起因する豪雨により、八ヶ谷橋付近を中心に水田の浸水184ha、家屋28戸の浸水被害に見舞われました。

これを契機に昭和61年度から局部改良事業に着手し、現在までに支川石原川合流点付近までの橋梁架け替え・掘削が進捗しています。

(2) 河川整備の基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川の現状並びに河川環境の保全を勘案し、地域の発展に係る諸計画との調整を図り、「治水」、「利水」、「環境」との調和のとれた計画に基づき整備を図っていくものとします。

1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

市木川は、河道の整備が十分でないため、洪水等によってたびたび家屋等の浸水被害が発生しています。

そこで、沿川の地域を洪水から防御するため、市木川流域の社会的、経済的な重要度と県内の他河川との計画規模の整合、河川が氾濫した場合の被害状況等を踏まえ、概ね30年に1回程度の降雨により発生する洪水に対する安全を確保することを目標とし、河川整備を実施します。

また、計画規模を上回る洪水氾濫を含め整備途上段階においても、洪水時の被害を最小限に抑えるため、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備について、関係機関や地域住民等と連携して推進します。

2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項

市木川の河川水は、流域内の水田の灌漑用水として利用され、また、多くの魚類が生息する等良好な河川環境を維持し、流域は古くから人々の生活の舞台として利用され、豊かな歴史・文化を育んできました。

河川整備の実施に当たっては、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図り、動植物の生息・生育環境に配慮し、河川環境への影響を最小限に抑えるよう努めとともに、流域の歴史や文化、河川景観を活かし、人と川とのふれ合いの場を整備・保全します。

さらに、湯水時には、関係機関、水利権者等との調整を図り、現況の水環境の維持に努めます。

3) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理は、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全の観点から行うものとします。

河川本来の機能及び整備によって向上した機能を維持し、良好な河川環境を将来へ引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠であり、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することによって河川愛護の意識を高揚するとともに、関係自治体や地域住民と連携して河川の適切な維持管理を進めます。

2 河川の整備の基本となるべき事項

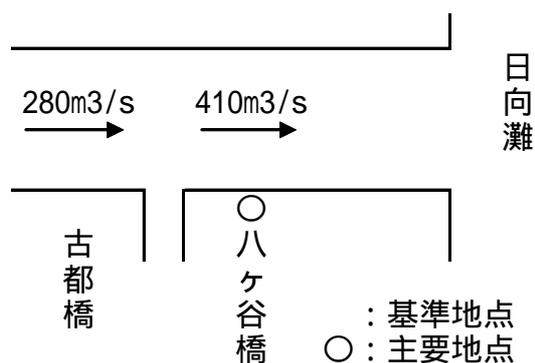
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、概ね30年に1回程度発生する規模の洪水に対処するために、基準地点である古都橋において $280\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道によりすべて流下させるものとします。

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水の調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
市木川	古都橋	280	-	280

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点である古都橋において $280\text{m}^3/\text{s}$ とし、さらに、主要地点である八ヶ谷橋において $410\text{m}^3/\text{s}$ とします。



市木川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は、次の通りとします。

主要な地点における計画高水位,川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	摘要
市木川	古都橋	3.15	+4.38	約40	基準地点
市木川	八ヶ谷橋	2.40	+2.94	約60	主要地点

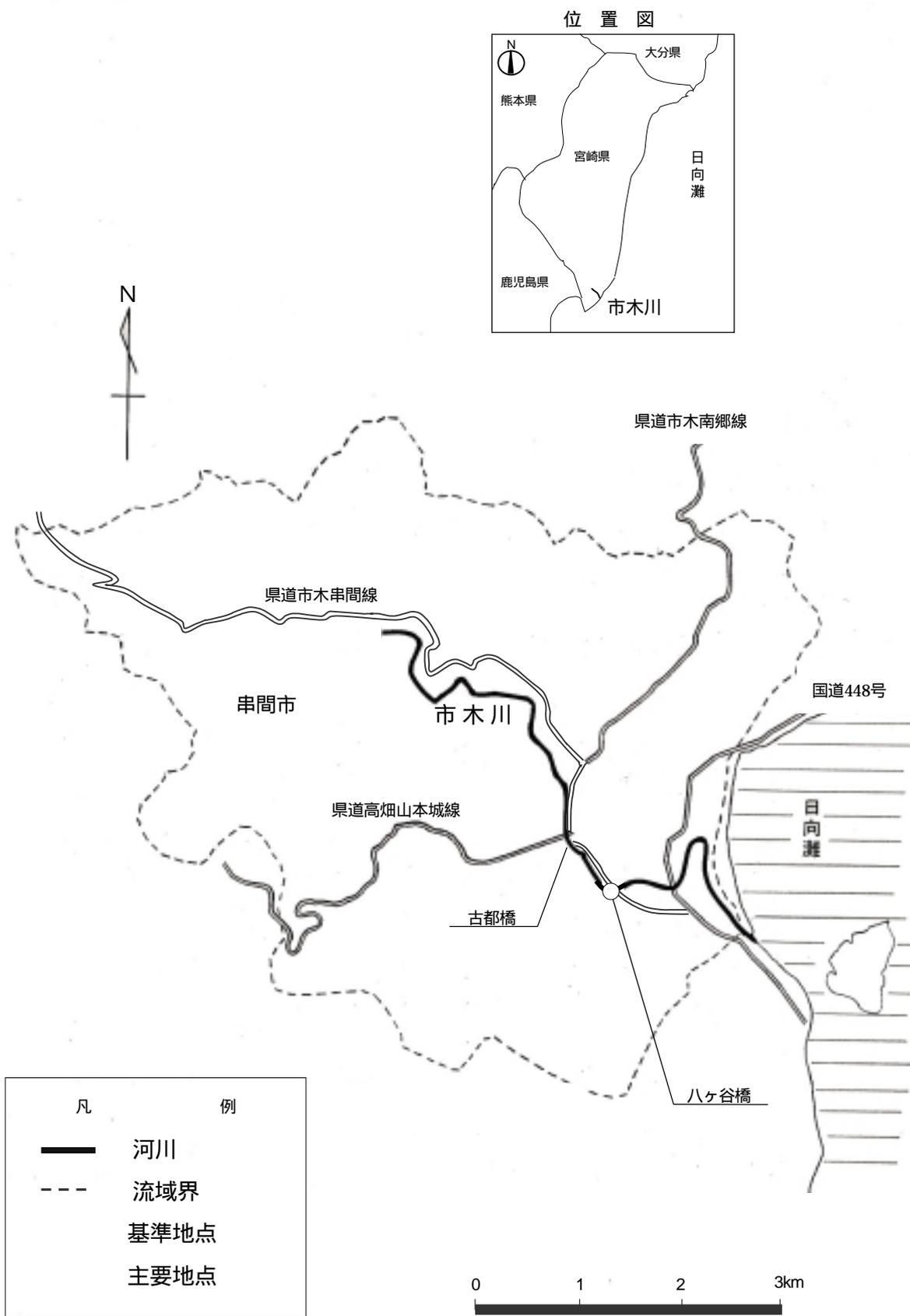
(T.P. : 東京湾中等潮位)

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

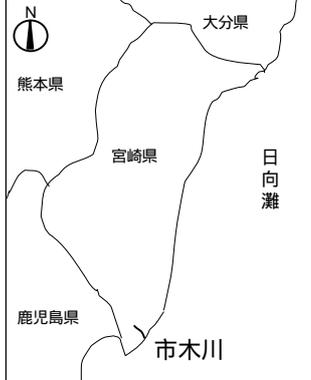
河川水の利用については、農業用水の取水が行われているとともに、動植物等の豊かな自然を育む源となっています。

市木川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、さらに、河川の状況を把握し、流水の占用、動植物の生息地または生育地の状況、流水の清潔の保持、景観等の観点から調査検討を行います。

(参考図) 市木川水系図



位置図



- | 凡 | 例 |
|-------|------|
| — | 河川 |
| - - - | 流域界 |
| ● | 基準地点 |
| ○ | 主要地点 |

